

# 地方公共団体の個人情報保護制度 に関する見解

2020年9月7日



# 新経済連盟が提出してきた本件の意見(基本スタンス)

## 【個人情報保護法制2000個問題】

(大綱の記載) ※第3章第7節官民を通じた個人情報の取扱い (p. 32-33)

### 個人情報保護行政の一元化を進める

- 民間、行政機関、独法等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、個人情報保護委員会が一元的に所管する方向でスケジュール感を持って取り組む
- 地方公共団体が保有する個人情報について、法律による一元化を含めた規律の在り方、国・地方の役割分担の在り方について地方公共団体等と議論を進める

(要望)

### 一元化の方向性に賛成。一刻も早く検討を開始すべき

- 個人情報の規律が民間、行政機関、独法、地方公共団体で統一されていないこと(2000個問題)が、個人情報の利活用と保護の両面の阻害要因となっている
- データ駆動型経済への移行と日本発デジタルプラットフォームサービス(MaaS、医療データPFなど)振興のためにも、データ流通基盤としての統一的な法体系が必要不可欠
- デジタルシフトの時代において、データ流通に係るインフラ基盤と法制度という社会基盤のレイヤーは共通化すべき(デジタル経済下における地方分権のあり方の抜本的見直し)
- 統一的な法体系の整備とともに所管を一元化すべきであり、大綱の方向性に賛成。ゴールを切った上で一刻も早く検討を開始すべき

# 『主な論点』 毎への見解 その1

- ① 個人情報保護の水準、保護と活用のバランス、我が国全体の制度の整合性の確保等のため、どのような検討が必要か。
- 我が国全体での制度の整合性を確保し、全体的・機動的な見直しを可能とするには、国としてどのような役割を果たすべきか。その際、地方自治法における「国と地方公共団体との適切な役割分担」や「地方公共団体の自主性及び自立性の十分な発揮」の視点について、どのように整理するか。

- ◆ **データ流通基盤としての統一的な法体系を構築することは、データ駆動型社会における国民への『ナショナルミニマム』の整備として不可欠であり、それは国の役割。**
- ◆ **統一的な法体系を確保することと、地方自治を確保することとは相反するものではない。**
- ◆ **すでにある国と地方の役割分担に関する立法事例も参考に、統一性の観点からの一定の縛りをかけながら、自主性と自律性を確保していく措置を入れ込む案を検討することも一案。**

# 参考となる立法事例 ～地方税法の法定外目的税～

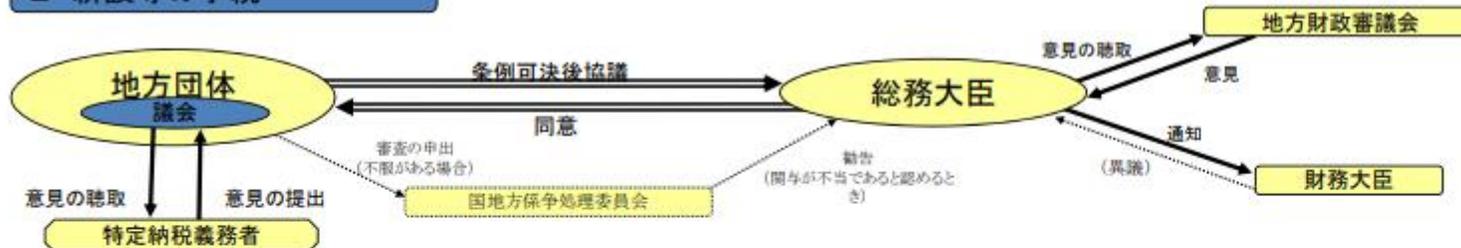
国の統一的なルールの中でも地方の独自性を追求することは可能。例えば、地方税法では法定外目的税の新設変更（第731条）について総務大臣に協議し、同意を得なければならないとし、総務大臣は①住民の負担が過重となる、②物の流通に重大な影響を与える、③国の経済政策に照らして適当でない場合を除き、同意しなければならないとされている。

## 1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

## 2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

# (参考) 地方税法該当条文 法定外目的税の新設変更

(法定外目的税の新設変更)

第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、**法定外目的税の新設又は変更**（法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）**をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。**

(総務大臣の同意)

第七百三十三条 **総務大臣は、第七百三十一条第二項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。**

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

# 『主な論点』 毎への見解 その2

- ①個人情報保護の水準、保護と活用のバランス、我が国全体の制度の整合性の確保等のため、どのような検討が必要か。
- 国際的に整合のとれた制度とするため、どのような規律が必要か。

- ◆ **国際的な調和が確保されない場合、海外からのデータを日本に移転させ活用することに支障が生じる。**
- ◆ **企業の規模を問わずグローバルな活動が不可欠で、データルール国際調和こそ進めるべき中、前提としての国内ルールの調和はまったなし。**
- ◆ **個人情報保護委員会による一元的なルールの企画立案解釈運用の確保が必要不可欠。**

# 『主な論点』 毎への見解 その3

- ①個人情報保護の水準、保護と活用のバランス、我が国全体の制度の整合性の確保等のため、どのような検討が必要か。
- 医療分野や学術分野等の官民の共同作業が特に重要な分野とそれ以外の分野など、分野ごとの規制の統一のあり方について、どのように考えるか。

- ◆ **統一の必要性は、官民の共同作業の重要性の度合いと必ずしも平行になるものではない。**
- ◆ **データ駆動型社会を支える情報基盤整備の観点、日本発デジタルプラットフォーム振興の観点などから、地方公共団体を含めた統一的な法体系の整備が必要不可欠。**

# 『主な論点』 毎への見解 その4

- ①個人情報保護の水準、保護と活用のバランス、我が国全体の制度の整合性の確保等のため、どのような検討が必要か。
- 条例を持たない一部事務組合があることや、例えば要配慮個人情報の規律に差異が見られるなど、地方公共団体ごとに条例で規律されている内容が異なることについて、どのように考えるか。

- ◆ **データ駆動型社会へ移行する中では、情報基盤となる統一的な法体系を構築する必要がある。**
  
- ◆ **要配慮個人情報の問題 → 規律の差異の理由を精査したうえで、上乘せ・横出しをどこまで認めるかどうかの整理の問題として検討**

# (事例) LINEを使った個人にあった新型コロナ関連情報提供サービス



「新型コロナ対策パーソナルサポート」の画面  
(出所: LINE)

お住まいの県がない方へ



神奈川県公式アカウントは、全国の方向けにサポートを行っています。

友だち追加して質問にお答えいただくと、あなたに合ったサポート情報を得ることができます。

[友だち追加する >](#)

(出典) LINE「新型コロナウイルス、LINEで何が出来る？自治体や省庁の公式アカウント」

## ◆ 新聞記事によると下記の問題点が浮かび上がった

- ・ 要配慮個人情報規定がない自治体も存在
- ・ 個人情報保護審査会の審査のやり方も自治体毎に異なる
- ・ 自治体の中に個人情報を担当する複数の部署
- ・ 自治体毎に異なる利用者データの第三者提供に関する条例

## ◆ 現時点で29都道府県でアカウントが開設済み。アカウントを開設できなかった自治体の住民は神奈川県のアカウントを利用。

(出典) 日経クロステック「都道府県とLINEの新型コロナ対策が苦戦、立ちはだかる「2000個問題」」

# 『主な論点』 毎への見解 その5

- ①個人情報保護の水準、保護と活用のバランス、我が国全体の制度の整合性の確保等のため、どのような検討が必要か。
- 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという個人情報保護法の目的を踏まえ、個人情報の保護と活用のバランスを、規律の内容と運用の両面において、どのように確保していくべきか。また、現状として、具体的にどのような支障があるか。例えば、多くの地方公共団体でオンライン結合制限規定が存在することや、匿名加工情報の提供に関する規定が未整備であることについて、どのように考えるか。

- ◆ **9割以上の自治体にオンライン結合制限規定の存在→経済社会のデジタル化、クラウド・バイ・デフォルトの動きと逆行**
  - ex 1 ) GIGAスクール構想、オンライン教育への障害
  - ex 2 ) 医療
  - ex 3 ) MaaS
  - ex 4 ) スマートシティ
- ◆ **匿名加工情報の提供規定が未整備→民間企業による匿名加工情報を活用したサービスが進まない、スマートシティの推進への影響**
- ◆ **少子高齢化の中で行政リソースの限界から広域連携等が一層拡大する中で団体間のデータ連携が課題に**

# (参考) オンライン結合 地方の条例の状況

第12表 外部機関とのオンライン結合制限

| 規定項目            | 規定している団体数<br>(都道府県・市区町村数に占める割合:%) |                  |
|-----------------|-----------------------------------|------------------|
|                 | 都道府県                              | 市区町村             |
| オンライン結合制限(※)    |                                   |                  |
| 外部機関とのオンライン結合制限 | 44 ( 93.6% )                      | 1,625 ( 93.3% )  |
| 規制していない         | 3 ( 6.4% )                        | 116 ( 6.7% )     |
| 合 計             | 47 ( 100.0% )                     | 1,741 ( 100.0% ) |

※ 通信回線を通じた結合による個人情報の外部提供に関する制限

(出典)総務省「地方自治情報概要(令和元年度)」(2020年3月30日公表)より抜粋

# (参考) 教育現場におけるクラウド活用の課題

## 2. クラウド導入を阻む要因について

4

本会合においては、実際にクラウドを導入されている教育委員会関係者や、教育クラウドサービス事業者から、クラウド推進に係る阻害要因等についてヒアリングを行い、議論を行った。

その結果、教育システムのクラウド化に関して以下の6点の課題が存在することを整理。

### 課題①

教育委員会のシステムは、既存踏襲のオンプレミス（校内サーバ）の検討からスタートしており、クラウドの場合は、導入理由を関係部局に説明する必要があることから、手続上の大きな負担になっている。

### 課題④

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では重要性分類Ⅱの幅が広く、教育現場における情報資産の分類の関係上、多くのシステムで必要以上のセキュリティ対策が求められている。

### 課題②

校務系・学習系ネットワーク間の通信経路を分離することが必須項目であることから、クラウドの場合は、プライベートネットワーク（閉域網や専用線等）にする必要があり、小規模自治体では相対的にコスト負担が大きくなる。

### 課題⑤

自治体の個人情報保護条例の「オンライン結合制限」の条項において、個人情報保護審査会への付議が必要となっており、説明等に係る手続コストが膨大である。

### 課題③

教育委員会は、情報システムに係る知識や情報が不足しており、クラウド構築に係るノウハウや、体制整備、注意点、仕様書作成、クラウド事業者の協力体制に不安を抱え、システムの設計に自信が持てない。

### 課題⑥

都道府県レベルでは校務系の統合型クラウドのシステムが整備されつつあるが、都道府県と市町村による共同クラウドは進んでおらず、普及のためにもデータの標準化を検討すべきである。

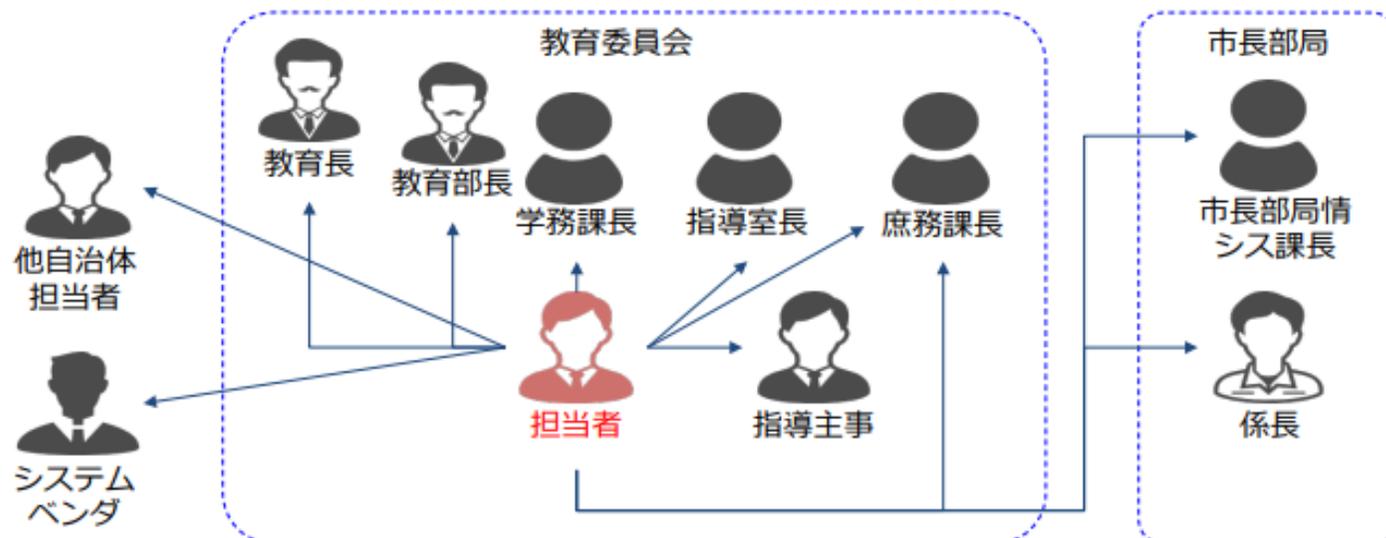
# (参考) 教育現場におけるクラウド活用の課題

## 教育委員会でのクラウド導入への課題②

### ● クラウド利用における個人情報保護審議会(審査会)付議

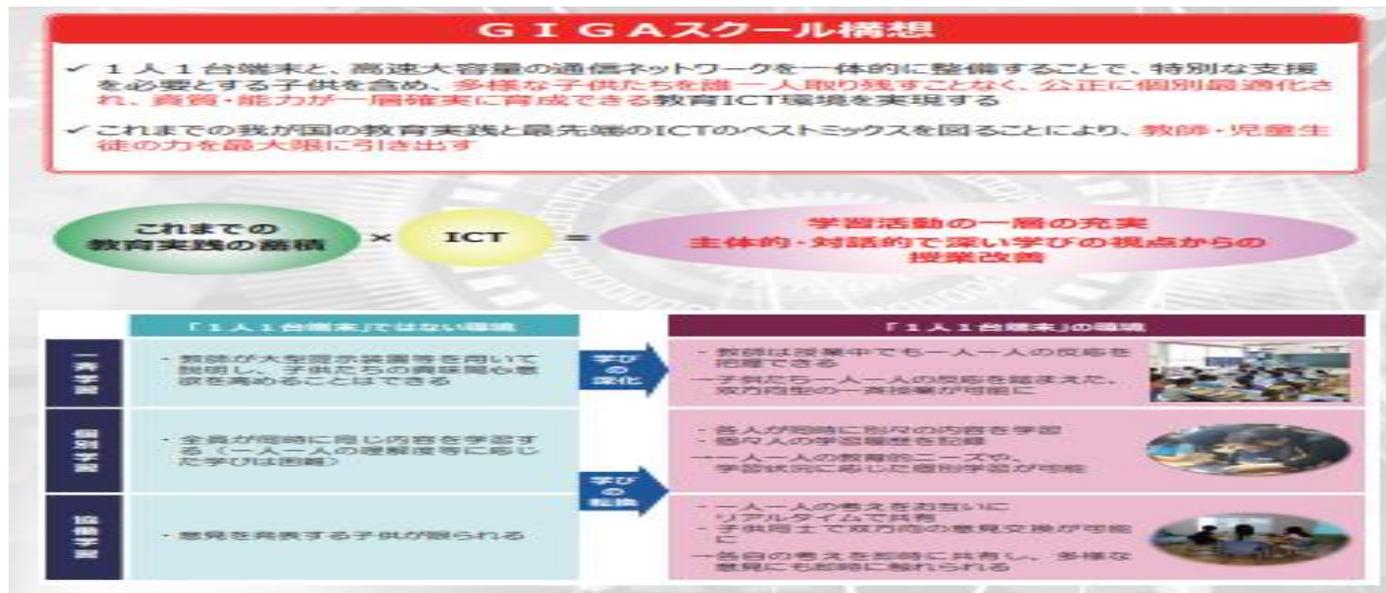
各自治体の個人情報保護条例の「オンライン結合制限」や「個人情報台帳管理」などの条項から、個人情報保護審議会への付議が必要となり、それに伴う**教委内・庁内調整等に膨大な手続きコスト**がかかる。結果として**クラウド不採用理由**にもなっています。

【とある自治体の審議会付議への準備作業イメージ】



付議準備だけでも相談・調整先は10箇所以上。ICTはほとんど分からない人、担当者より精通している人などに対し、複数回の相談等が必要になり、相当な業務負担になります。

# (参考)G I G Aスクールとは



## GIGAスクール構想の実現パッケージ ～令和の時代のスタンダードな学校へ～

令和元年12月19日

### 1. 環境整備の標準仕様例示と調達改革

- 「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」の考え方に基づく、**学習者用端末の標準仕様**を例示
- 「G I G Aスクール構想」に基づく、高速回線に向けた**校内LAN整備の標準仕様**を例示
- 容易に大規模な調達が行えるよう、標準仕様書を基に**都道府県レベルでの共同調達**を推進

➢ 学校ICT環境の整備調達をより容易に

### 2. クラウド活用前提のセキュリティガイドライン公表

- 各教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーの作成や見直しを行う際の参考とする、『**教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン**』（平成29年策定）を、**クラウド・バイ・デフォルト**の原則を踏まえて改訂
- 整備の硬直化を避けるための位置づけや構成の見直し
  - クラウド・バイ・デフォルトの原則追記
  - クラウドサービス事業者が留意すべき事項の追加

➢ クラウド活用により使いやすい環境へ

### 3. 学校ICT利活用ノウハウ集公表

教師や学校、教育委員会等が、情報教育やICTを活用した指導、ICT環境整備等を行う際に参考となる様々な情報をまとめた「**教育の情報化に関する手引**」を公表。特に「第4章 教科等の指導におけるICTの活用」においては、ICTを効果的に活用した学習場面の10の分類例を示すとともに、

- 小学校、中学校、高等学校については各学校段階における各教科等ごとに
- 特別支援教育については学習上の困難・障害種別ごとに**ICTを活用した効果的な学習活動の例を提示**。

➢ **全ての教職員がすぐに使えるように**

### 4. 関係省庁の施策との連携

- 総務省：教育現場の課題解決に向けた**ローカル5Gの活用モデル構築**
  - 経済産業省：**EdTech導入実証事業、学びと社会の連携促進事業**
- **ローカル5Gや教育コンテンツも活用して未来の学びを実現**

### 5. 民間企業等からの支援協力募集

将来のICT社会を創造し、生きていく子供達に向けた社会貢献として、**民間企業等から学校ICT導入・利活用に対するあらゆる協力を募る**。

- 校内LANなど通信環境の無償提供
  - 新品、中古問わず十分なスペックの端末の学習者への提供
  - ICT支援員として学校の利活用の人的サポート等
- 公表し、文部科学省から教育委員会へ随時繋いでいく

➢ **民間等の外部支援により導入・利活用加速**

## 教育新聞

### GIGAスクールに個人情報保護の壁 自民が対応協議

2020年8月27日 [購読会員限定]

GIGAスクール構想による児童生徒への1人1台端末の整備促進策に取り組んでいる自民党の教育再生実行本部は、8月27日に開いた会合で、事業者から寄せられた課題などについて協議した。個人情報保護を巡る地方自治体の条例や保護者の対応が、教育データの利活用など学校現場のICT導入の阻害要因となっている現状が報告され、地方議会などを通じて自治体に改善に働き掛けていく考えで一致。馳浩本部長（元文科相）は「自治体や教育委員会がどうしたらいいか分かるようなガイドラインを示していくのは、政府の責任でもある」と述べ、文科省に対応を促した。

# (参考)医療分野における2000個問題の実態

図表 医療分野における個人情報の取扱い主体と適用法・監督官庁の例

| 個人情報の取扱い主体                             | 適用法   | 監督官庁                 |
|--|---|----------------------|
| 厚生労働省                                  | 行政機関個人情報保護法   | 総務省                  |
| 独立行政法人<br>国立病院機構岩手病院                   | 独立行政法人等個人情報保護法  | 総務省                  |
| 岩手県立病院                                 | 岩手県個人情報保護条例   | 岩手県                  |
| 地方独立行政法人<br>宮城県立病院機構                   | 宮城県個人情報保護条例   | 宮城県                  |
| 気仙沼市立病院                                | 気仙沼市個人情報保護条例  | 気仙沼市                 |
| 日本赤十字盛岡病院                              | 個人情報保護法   | 個人情報保護委員会            |
| 財団医療法人〇〇会病院                            | 個人情報保護法   | 個人情報保護委員会            |
| 個人医院（□□医院）                             | 個人情報保護法   | 個人情報保護委員会            |
| XX 広域連合立□□病院                           | XX 広域連合個人情報保護条例 <sup>7</sup>                          | XX 広域連合              |
| 一部事務組合立△病院                             | 一部事務組合△病院個人情報保護条例                                     | 一部事務組合△              |
| 〇〇市立〇〇病院<br>指定管理者：民間事業者<br>（医療福祉法人△△会） | 【指定管理者募集要項、条例等に規定されている場合】<br>〇〇市個人情報保護条例 <sup>8</sup> | 〇〇市                  |
|  | 【規定されていない場合】<br>個人情報保護法                               | 個人情報委員会 <sup>9</sup> |
| 〇〇衛生組合立<br>△△地区休日急患診療所                 | 適用法なし <sup>10</sup>                                   | 〇〇衛生組合               |

# (参考)MaaSとは

## MaaSとは

MaaS(マース:Mobility as a Service)とは、

- 地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済を一括で行うサービス
- 手段としてスマホアプリ等を用いることが多い。
- 新たな移動手段(シェアサイクル等)や移動目的に関連したサービス(観光チケットの購入等)も組み合わせることが可能



(出典) 国土交通省作成資料

# (参考)MaaSにおけるデータ連携と2000個問題

MaaS関連では、多様な主体がかかわること、交通事業者にも公営と民営等があることなどから、データ連携の進捗度合いによって、2000個問題がネックになる可能性がある。

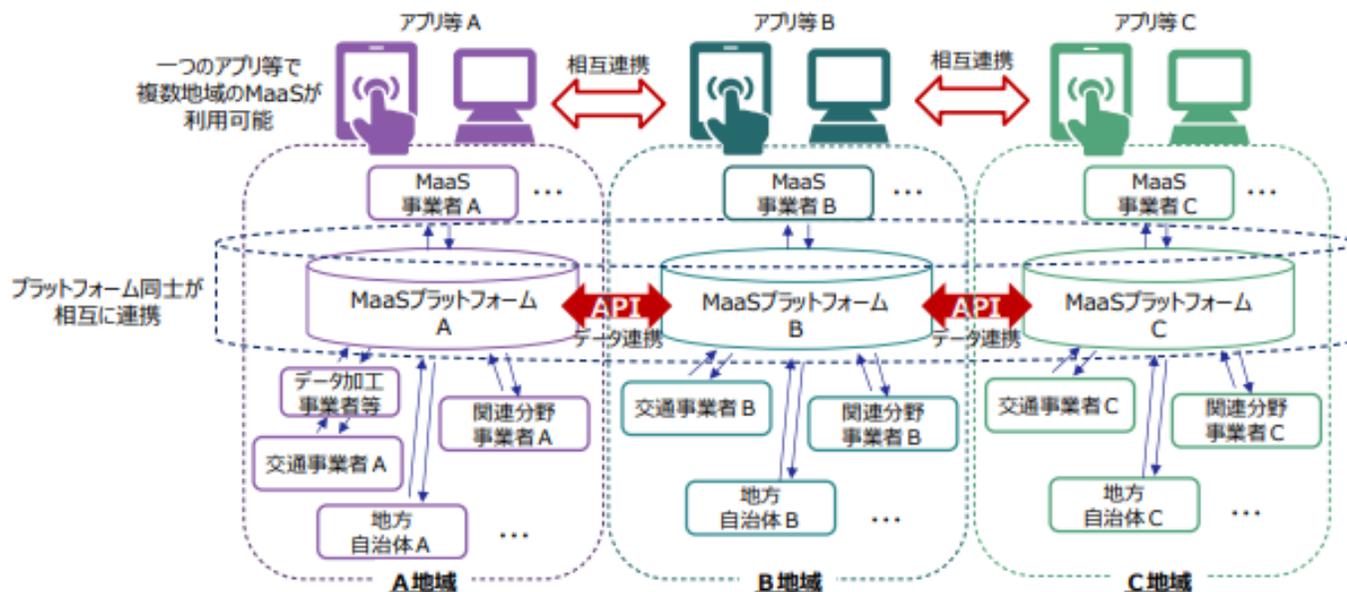


図2 データ連携の方向性 (イメージ)

『MaaSにおいて取り扱うデータは、一般利用者の移動履歴を示すデータが含まれ、多くの個人情報が含まれる可能性がある。そのため、関係者間でデータをやり取りする場合は、個人情報の保護に関する法律等に従って所要の個人情報・プライバシー保護対策を行う必要があることに留意が必要である。』

# (参考)スーパーシティ構想とデータ連携基盤

スーパーシティ構想に対する民間の期待は高いが、データの情報公開の範囲やバラバラなデータを解決するためのプラットフォーム開発コストに見合うインセンティブを懸念する声もある。データに関してできる限り統一的なルールの下での運用など、民間企業が参入しやすい環境作りが必要。

# (参考) 地方公共団体等が保有するデータのユースケース

地方公共団体を含む公的機関が保有する個人情報の匿名加工データを民間事業者が活用することにより、商圈分析など各種のビジネス展開に有用な分析が可能になる。

(例)

家族構成 (住民基本台帳)

所得 (個人住民税)

土地や家の広さ (土地家屋固定資産税)

車種・年式 (自動車税、軽自動車税)

診療・服薬状況 (国民健康保険・後期高齢者医療)

介護状況 (介護保険)

事業所 (償却資産固定資産税)

保有する機械、装置、運搬具、工具、器具等 (償却資産固定資産税)

など

# (参考)児童虐待防止における個人情報保護の課題

- 2004年の児童福祉法改正で要保護児童対策地域協議会（要対協）が全国の市町村区に設置。個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方の明確化は要対協が果たすべきとされている。
- 虐待が疑われる家庭の保護者・児童が自治体をまたいで転居するケースもあり、自治体や機関によりリスクの認識や評価が異なる場合もある。自治体をまたいだ情報やデータのやり取りには国の関与が必要。

## 要保護児童対策地域協議会について

### 果たすべき機能

要保護児童等(要支援児童や特定妊婦を含む。)の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要

(出典)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局資料（2015年10月）

# 『主な論点』 毎への見解 その6

- ② ①の要請を満たしつつ、各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、制度の安定性を確保するため、どのような制度が考えられるか。
- 法の規定を直接適用する手法や、法の枠組みの下で条例を定める手法、国の指針や助言により条例の内容や運用の緩やかな統一を図る手法などが考えられるが、どのような手法が望ましいか。
  - いわゆる条例の「上乘せ、横出し」など、条例で規律する範囲についてどう考えるか。
  - 規律の種類によって統一の要請の程度は異なるか。例えば、個人情報保護の水準確保や保護と活用のバランス確保のために必要な規律と、手続的な規律では、異なるか。

- ◆ **統一的な法体系及び統一的な解釈運用を図っていくことを目指すべき。**
- ◆ **法の規定を直接適用する手法を取りながら地域の自立性自主性を確保する方法を、まずは検討していくべき。**
- ◆ 『団体間でのデータ連携などにおいて課題と指摘する意見が事例ベースで多く存在』との個人情報保護委員会の資料もあることから、事例ベースでの自治体の解釈運用の調和を必要な指針や助言等を活用して実施していくことも、並行して有用。
- ◆ **上乘せ、横出しの可否は、団体間でのデータ連携を阻害するかどうかをメルクマールとすることもあるのではないか**

---

# Appendix

---

# 新経済連盟が提出公表した 直近の関連提言等

# デジタル時代に必要な政策

(2020年5月22日 I T 戦略本部関係会議でのプレゼンより抜粋)

- **D Xの規制制度改革**  
『アナログ10原則』の完全撤廃に向けた  
法令上の対応と数値的な進捗管理 など
- **D Xの経営業務改革**  
税制などの必要なインセンティブ措置の強化
- **デジタル時代における地方分権の再定義**
- **I T戦略を支えるスタートアップやベンチャー  
企業の振興を政策として位置付け対応**

# 規制・制度のDX ~打ち手の全体像~ (新経済連盟政策提言2020年4月9日より抜粋)

## アナログ原則の完全撤廃

### ① 社会全体のデジタル化の推進

- 『社会全体のデジタル化』を進めるための更なる立法措置
- 『アナログ原則』撤廃のための一括整備法令
- デジタル手続きへのインセンティブ措置や優先的処理

### ② DX推進のための国民運動の実施

- DXを阻む『アナログ慣行』の見直し（営業をインサイドセールスに転換／バーチャル株主総会へ転換／リモートワーク推進）
- オンライン選挙、インターネット投票
- 政府会議・記者会見等のオンライン対応推進

## 新しい規制・制度による新市場の創出

### ③ レガシー規制の見直し

- AI等を活用した新たな事業融資制度構築
- 株式投資型クラウドファンディング規制見直し
- リスクテイク投資家層の拡大/私募ルール見直し
- AI・ブロックチェーンを前提とした規定見直し
- デジタル著作権法制整備
- オンラインでのエンタメ市場・スポーツ振興・コンテンツ拡大のための関係法令整備（ギフティングやオンラインベッティング等）

### ④ データを連携・活用できる環境の整備

- オープンデータ推進とAPI開放デフォルト化
- **個人情報保護法制2000個問題の解消**
- 国/地方の情報システムの標準化／クラウド化  
(地方のLGWANシステムの問題解消) ※自治体は、クラウド化の方針が不明確であり、ネットワーク分離が前提となっているため、依然としてテレビ会議やネット申請対応などが進まない構造

## どちらにとっても基盤となる仕組みの整備

### ⑤ 規制・制度のDX等を進めるための枠組みの整備

### ⑥ 規制・制度の適用と執行のイコールフットイング

---

# 教育分野のクラウド化に関する関係資料

# 「クラウド・バイ・デフォルト」の原則を踏まえた環境整備

## クラウド活用に向けた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂

2. クラウド活用前提のセキュリティガイドライン公表

- 学校現場における情報セキュリティの確保に向けて、「教育委員会・学校が情報セキュリティポリシーを作成や見直しを行う際の参考」として、平成29年10月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定。
- セキュアなクラウドサービスの普及等、技術の進展を踏まえ、より柔軟な環境整備を実現するために以下のとおりガイドラインを改訂。

### ガイドラインの位置付け・構成の見直し等

- ガイドラインを一言一句遵守するのではなく、**教育委員会・学校が、実現したい環境やコスト、ネットワークの環境等を踏まえ、クラウドサービスの活用も含めた柔軟な環境整備を検討できる**よう、ガイドラインの位置付け・構成の見直し
- 児童生徒及び外部からの不正アクセスの防止に向けた、ネットワークの仮想的な分離等に関する文言の整理

|           |                                      |                     |                              |
|-----------|--------------------------------------|---------------------|------------------------------|
| <b>本文</b> | 教育委員会・学校が踏まえるべき理念・考え方を提示             | <b>参考資料</b>         | 柔軟な環境整備を促進に向けて、「参考」としての情報を記載 |
| 第1章       | ガイドラインの目的                            | (参考資料)              |                              |
| 第2章       | ガイドライン制定の背景                          | 1.1 対象範囲及び用語説明      |                              |
| 第3章       | 地方公共団体における情報セキュリティの基本理念              | 1.2 統括体制            |                              |
| 第4章       | 教育情報セキュリティポリシーの構成と学校を対象とした「対策基準」の必要性 | 1.3 情報資産の分類と管理方法    |                              |
| 第5章       | クラウド・バイ・デフォルトの原則                     | ...                 |                              |
|           |                                      | 1.9 クラウドサービスの利用について |                              |
|           |                                      | ...                 |                              |

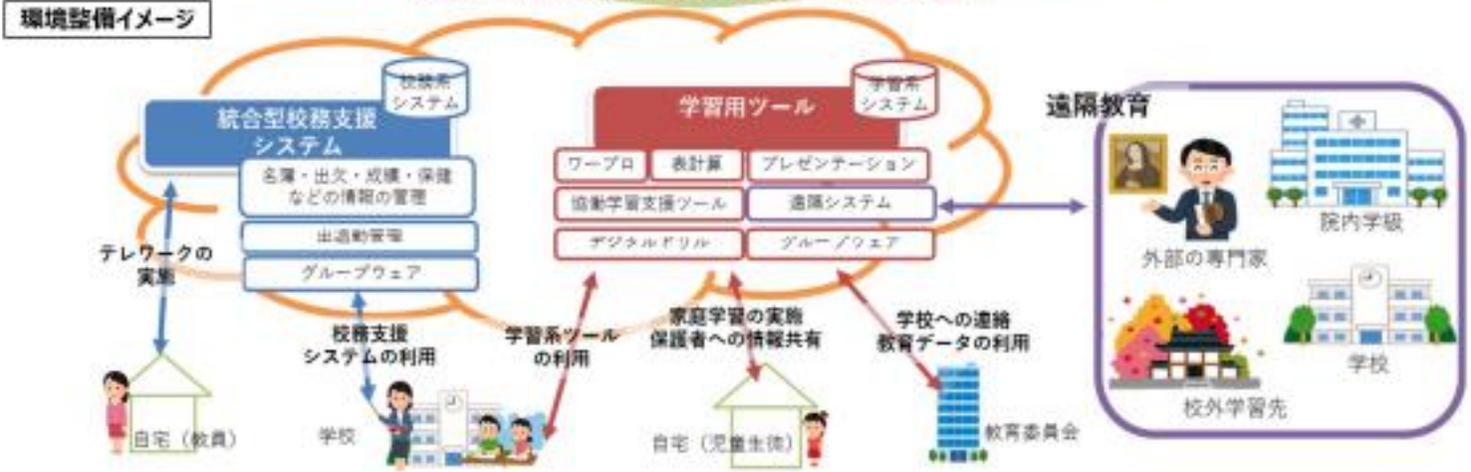
### クラウドの利用に関する記述の追加

- 学校現場においても「クラウド・バイ・デフォルト」の原則を踏まえた環境整備の実現に向けて、クラウドサービスのメリット・留意点や、セキュリティ対策の項目例や、第三者認証を利用した情報セキュリティ状況の把握 等

### 事業者が配慮すべき個人情報の取扱いに関する事項の追加

- 事業者が業務の一部を委託（クラウドサービスの利用を含む）する場合、**事業者における個人情報の取扱いに関する留意事項を追記**  
(例) 同意のない目的外利用の禁止、個人情報の売買の禁止 等

改訂版「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を踏まえ、クラウドを活用することで、**より安全・安心かつ効率的に、ICT環境整備を行うことが可能**



文部科学省「GIGAスクール構想の実現パッケージ」より抜粋

# 「クラウド・バイ・デフォルト」の原則を踏まえた環境整備

## 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂について

- ✓ Society5.0時代において社会構造や雇用環境が大きく変化することが考えられており、そのような社会において求められる能力や子供たち自身の多様化を踏まえた学習環境の構築、その実現に向けた教員の働き方改革など、教育現場の改善が急務
- ✓ クラウドを適切に活用することで、より安全に、柔軟かつ効率的にICT環境整備を進めることができ、教育現場の改善に向けた有力な解決策となる

⇒ 教育現場においてもクラウドの活用が促進されるよう、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改訂

(参考：クラウド活用に関する政府の方向性)

### ■ クラウド・バイ・デフォルトの原則

- クラウドサービスは、正しい選択を行えば、コスト削減に加えて、情報システムの迅速な整備、柔軟なリソースの増減、自動化された運用による高度な信頼性、災害対策、テレワーク環境の実現等に寄与する可能性が大きいことから、政府情報システムの導入においても、クラウドサービスの利用を第一候補として検討を行うこととしている。  
※ 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」  
(2018年6月7日 各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定)

### ■ 総務省「教育現場におけるクラウド活用の推進に関する有識者会合」における検討

- 教育現場におけるクラウド活用のメリットを明らかにするとともに、学校現場、教育システムのクラウド化に向けた課題と、国が取り組むべき事項を整理し、提言として公表  
<「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂に関連する提言>
  1. 教育現場におけるシステム導入を検討する際には、まずはクラウドから検討を始めること (クラウド・バイ・デフォルト)
  2. クラウドサービスの調達時には、安全性評価の観点から、第三者評価を求めること
  3. 教育ネットワーク構築の在り方について、より柔軟なセキュリティ確保モデルを提示すること
  4. 情報資産分類について、例示の在り方も含めて検討すること

### ■ 経済産業省・総務省「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会」における検討

- ISO27017や政府統一基準、米国FedRAMP等を参考としつつ、政府機関がクラウドサービスを利用する際の安全性評価を行うための認証制度の構築に向けた議論を実施  
※ 公表後、必要に応じて「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に内容を反映

文部科学省  
「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定について (概要)」より抜粋

## 3. 国が取り組むべき事項(提言)

7

### 提言5【課題⑤に対応】

個人情報保護条例におけるオンライン結合(通信回線を通じた電子計算機の結合)による個人情報の提供については、多くの自治体で制限されているが、個人情報保護審議会等の意見を聴いた上で公益上の必要があると認める場合などには、オンライン結合が認められている。

そこで、クラウドを導入しようとする教育委員会に対し、例えば、このオンライン結合が認められる場合に該当する事例を示すなどの措置を講じること。

(補足)

自治体の個人情報保護条例における「オンライン結合制限」

個人情報保護条例においては、オンライン結合(通信回線を通じた電子計算機の結合をいう。)による個人情報の提供について、多くの地方公共団体では制限されている。ただし、オンライン結合は原則不可としながら、公益性の必要性の立証、技術的安全性の立証、個人情報保護審議会からの意見等、一定の条件をクリアする場合にのみ認められている。

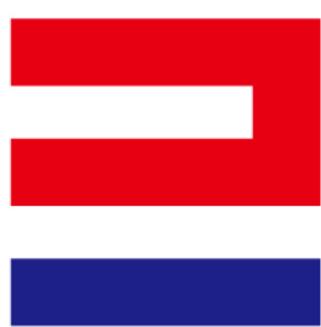
(例:某市町村におけるオンライン結合制限)

「第10条:実施機関は、次に掲げる場合を除き、当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線(光ファイバーケーブル、無線等を含む)で接続し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法により提供してはならない。

- (1) 法令等の規定又は国の機関からの法令による指示に基づくとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして規則で定める場合」

### 【提言実行のための具体的アクション】

上記提言5にあるような、クラウドを導入しようとする教育委員会の参考となるような事例等について、本年夏までに教育委員会に示すこと。



**新 経 済 連 盟**

**Japan Association of New Economy**